

〈書評と紹介〉吉岡吉典著 『ILOの創設と日本の労働行政』

IGARASHI, Jin / 五十嵐, 仁

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

626

(開始ページ / Start Page)

70

(終了ページ / End Page)

72

(発行年 / Year)

2010-12-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007485>

吉岡吉典著

『ILOの創設と

日本の労働行政』

評者：五十嵐 仁

本書は、日本共産党参議院議員で、1998年から2001年まで参議院労働社会政策委員会の委員長をつとめた故吉岡吉典氏の未完の遺稿を、刊行委員会の手によってまとめて出版したものである。著者は安全保障問題や日韓問題などの歴史研究のエキスパートで、『「日米同盟」と日本国憲法』（下町人間総合研究所、2004年9月）、『総点検 日本の戦争はなんだったか』（新日本出版社、2007年4月）など多くの著書がある。そのなかで、労働問題を扱った本書は異色だといえるが、参議院労働社会政策委員長としての関心に基づく研鑽の成果であったと思われる。

本書は二つのテーマを扱っている。一つは、ILOがどのような背景と経緯のもとで創設されたかということであり、もう一つは、それに日本がどのように関わり、そのことが日本の労働行政にいかなる影響をあたえているかということである。

ILOの創設と日本との関係について書かれた書籍としては、外交官や労働官僚などの記録や思い出などが多く出されている。しかし、学術的な研究書は少ない。本書も研究者の書というわけではないが、ILO関係者以外の研究書として貴重なものと言える。

著者は、このようなテーマを扱ううえでの「問題意識」を次のように述べている。

「第1は、8時間労働制をはじめ労働基本権確立の世界の到達点を正確にとらえておきたいこと。第2は、世界第2の経済大国といわれる日本で過労死が問題になり、サービス残業という名のただ働きがまかりとおっているという世界各国に比してのおくれがなぜおきるのかを明らかにすることであった。」

これに対して、著者は次のようなことが明らかになったと述べている。

「日本は、国際連盟にもILOにも本心から加盟したのではなく、国際的孤立をさけるために心ならずも加盟したものであったこと、したがって世界史の流れにも、世界の到達点にもまた本心から学ぼうとしてこなかったことである。そのことを端的に示すのが、ILO第1号条約（1919年）をいまだに批准していないことである。」

本書は、序章でILOの到達点と日本の現状を概括し、第1章から第3章まで、第1次世界大戦後のパリ講和会議に至る労働者保護法制の動きを追い、第4章と第5章でパリ講和会議での労働問題審議と日本政府代表の対応を明らかにしている。ここまでのILO創立に至る経過である。

第6章から第9章まではILOと日本との関係を扱い、労働代表委員選出問題（第6章）、労働運動の高揚とILO総会（第7章）、第1回総会と8時間労働制（第8章）、日本適用除外をめぐる論議（第9章）が検討されている。このうち、第7章はあまり内容がない。削除した方がよかったのではないだろうか。

最後の第10章はILO条約批准に見る日本政府の立場を総括している。この章は、歴史についての記述だけでなく、現状分析も含むものと

なっている。

なお、著者には、吉岡吉典「ILO創設と日本政府の対応—ILO原則を21世紀のたたかいの力に」(『経済』2007年11月号)という論文があり、評者も拙著『労働政策』(日本経済評論社、2008年)で大いに利用させていただいた。これは本書の要約のような内容なので、ぜひ一読を勧めたい。

本書のメリットは、ILOの創立とILO憲章の成立において日本政府がいかに逆らい続けたかを、一貫した視点の下で、しかも、外交資料館などの政府資料を渉獵して克明に読み説いている点にある。実際の資料に語らせる手法によって、当事者の人柄や時代の雰囲気もうかがうことができる。

しかし、このために一定のデメリットも生じることとなった。古い文体の原資料が長々と引用されることによって、かなり読みにくくなっていることは否めない。恐らく、本人が最後まで手を入れていれば、この点はかなり改善されたと思われる。「未完の遺稿」であるゆえんと言うべきだろうか。

ところで、本書第6章で扱われている労働代表委員選出問題は、大原社会問題研究所の歴史とも深く関わっている。このとき代表の1人に選ばれたのは高野岩三郎東京帝国大学教授であった。高野は労働組合に良かれと思って労働代表を引き受けたが、代表選出についての相談を受けなかった労働組合はこれに反対した。板挟みとなった高野は代表を辞退し、大学も辞めた。

その高野に声をかけて研究所の所長として迎えたのが、大原孫三郎だったのである。つまり、時の政府が労働組合と相談せずに勝手に高野を労働代表に選出し、それがこじれて高野が大学を退職しなければ、大原社会問題研究所の初代

所長になることはなかっただろう。誠に、歴史の奇縁と言うほかない。

結局、労働代表委員に選ばれたのは鳥羽造船所技師長の榎本卯平だった。しかし、「総会での発言、立場は、『官選代表』だったからといって政府に同調して特殊国扱いを主張するのではなく、日本も8時間原則を採用すべきことや労働組合の組織を阻止する治安警察法第17条を糾弾し、その廃止と労働組合の公認を求めた」と、著者は書いている。重要な指摘である。

このように、本書には随所で重要な指摘がなされている。紙幅の関係もあるので、そのいくつかに限って紹介させていただくことにしよう。

第1に、講和会議に当たっての日本政府の対応についてである。日本政府の代表がほとんど何の準備もせず講和会議に出席し、国際労働問題が取り上げられることを予想せず、「青天の霹靂」であったとしていることについて、著者は「政府が、世界の動き、欧米の労働運動の動向をある程度みておれば、このようなことにはならなかったはずであ」り、「突然に提起されたようにいっているのは、あらゆる点からいって事実と反」し、「労働界への認識不足と準備不足を合理化するための遁辞としかいいようがない」と批判している。

第2に、この会議での日本政府の「基本方針」は、「日本と欧米諸国とのちがいを強調し、提案され審議中の条約案にとらわれることがないように『猶予期間又は除外例』を設ける『自由を留保する』ということである」とし、「日本代表団は、労働者階級の要求を阻止すること、すくなくとも日本はそれに拘束されないものにするに全力を挙げたのである」と指摘している。

第3に、その背景として、『日本外交文書』

の3省（外務・内務・農商務）の協議の議事録を検討したうえで、著者は「国際労働法制問題への対応を悪名高い『特高』の総元締めであった内務省警保局長がリーダーシップを発揮しながらとりまとめた」とし、「戦前の労働問題・労働行政は、この内務省の管轄下にあ」り、「労働運動は、保護の対象ではなく、治安対策の対象とされてきたのである」と述べている。

第4に、その思想的背景として、「資本家と労働者の関係が『主従関係』というおどろくべき認識」があったとしつつ、著者は「もっとも基本的問題は、国民が主権者ではなく、天皇が主権者であった明治憲法のもとでは、労働者も労働組合も天皇には従う以外ないものであり、天皇制政府にとって、労働者、労働組合は、従わせるものでしかなかったことである」と指摘している。

このほか、「『8時間労働制の原則』を全く無視した『変形労働時間制』が、ILO第1号条約を批准できない今日の主要な理由となっていること」、「日本の条約批准がこのように低い」のは、「ILO条約批准を加盟国の義務とみなさず、加盟国の自由とみなす日本政府の姿勢にある」こと、批准していない場合でも、加盟国は、その原則を「尊重し、促進し、かつ実現する義務を負う」ことなども、重要な指摘だといえよう。

なお、本書で「日本の条約数は、42条約」と

されているが、その後増え、2007年7月現在で48条約となっている。

昨年（2009年）の総選挙で政権が交代し、労働組合に応援される民主党を中心とする政権が誕生した。労働行政の劇的な転換が期待されたが、JR不採用問題の政治決着などを除けば、それほどの変化はない。

連合は、何のために民主党を応援したのか、と問いたい。せっかくの政権交代である。第1号条約を始めとした未批准のILO条約を次々と批准することで、これまでの政権との違いを示すことが必要であろう。

本書の最後で、著者は「経営者団体が反対すると、ILO条約の批准はすまなくなった」ことを指摘し、「日本の労働行政が、経営者団体の意向にそって動いていることを証明するものともなっている」と慨嘆している。これを是正し、ILO条約の批准促進によって「日本の労働行政が、経営者団体の意向」だけにそって動いているわけではないということを、ぜひ民主党政権には示してもらいたいものである。

（吉岡吉典著『ILOの創設と日本の労働行政』大月書店、2009年12月刊、331頁、定価3000円＋税）

（いがらし・じん 法政大学大原社会問題研究所
教授）